

令和4年4月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和4年4月25日（月） 午後1時30分
 2. 開催場所 勝山市役所 第2・3会議室
 3. 出席委員 農業委員12名 農地利用最適化推進員9名
 会長 1番 松村 勘兵衛
 会長職務代理 2番 辻 尊志
 農業委員 3番 北山 謙治
 4番 須見 則雄
 5番 山口 拓雄
 6番 山内 百合子
 7番 高野 忍
 8番 牧野 昌久
 9番 吉田 武博
 10番 滝本 和子
 11番 田中 政男
 12番 酒井 清泰

- 農地利用最適化
推進委員
- 1番 横山 定守
 2番 坂上 信雄
 3番 田中 昭司
 4番 吉田 新一
 5番 前田 壽夫
 6番 松井 喜治
 7番 松田 数実
 8番 林 博史
 10番 鳥山 義昭

4. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第1号	農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第2号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）	可決
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（賃借権の設定）	可決
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第5号	農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第6号	勝山農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について	可決
議案第7号	現況証明願いについて	可決

（報告事項）・ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

・ 農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局 事務局長 鳥山 健一 係長 川村 聖市
 書記 土井 仁美

6.会議の概要

事務局長

ただいまから、令和4年4月定例農業委員会を開催いたします。
廣瀬委員におかれましては欠席の旨、連絡がございました。
会議に先立ちまして、このたびの異動による職員を紹介をさせていただきます。
事務局長でありました山本典男さんが退職されました。それから、係長でありました多田喜代彦さんが市民課へ異動となりました。
退職されました山本さんの後任として私、会計課から参りました鳥山と申します。農林課長と併任することとなりました。よろしくお願いいたします。また、事務局員ですが、川村が農業委員会事務局の係長となりました。土井及び併任の藤澤、上杉につきましては変更ございません。新体制の下、業務の遂行に努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。多田はここで退席いたします。
それでは改めまして、松村会長よりご挨拶を申し上げます。

松村会長

(会長あいさつ)
本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の審議を行います。
また、「新型コロナウイルス感染防止対策下の会議等の開催について」に基づき、会議を開催いたします。
委員各位には厳正な審議をお願いすることになりますが、遅くとも午後2時30分には終了していただく予定をしております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。
では、会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いいたします。

議長（松村会長）

これより本日の会議に入ります。
事務局より4月分の経過報告を申し上げます。

事務局

(報告)

議長（松村会長）

報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。
ないようですので、本日の議事録署名委員7番 高野 忍 委員、8番 牧野 昌久 委員の両名をお願いします。
これより議事に入ります。
日程第1 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見についてを議題とします。
事務局より説明願います。

事務局

(説明)

議長（松村会長）

このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。
①②については須見委員より報告をお願いいたします。

須見委員

今回の砂利採取につきましては、5年ほど前から話がありまして、いろいろ話をしてきたところです。公図を見ていただきますと、赤道がございますが、砂利を採取後は大きな畔のような形になります。(砂利採取を行わない)近隣の田1枚は、県外の方が所有となっております。触ってほしくないとの意向がありまして畔は取るものの田はそのままです。またその隣で遺跡が出てくるということで、掘ることができない状態です。資料1ページ見ていただいた通り、(砂利採取を行う全体の形が)四角ではなく、鍵型になっていると思います。本当は全て取りたいのですが、そういった事情で掘ることができないということでございました。官地についても問題ございません。5年ほど前から、地主から田んぼについてどうにかしてほしいと相談があり、お金がかかることでしたし、調査をいろいろしておりました結果、遺跡が出る場所があるということが分かりました。今回の申請地の上の農地も去年、許可を得て砂利を取りましたけれども、砂利業者が早く砂利を欲しいということで、先にそちらに取り掛かりました。そして、今回やっとこちらの砂利採取を行うことになりました。現地も委員3人で見ましたが、何も問題はないと思っております。以上でございます。

須見委員	次に2番についてですが、こちら数年前から、施設を建て替えるという話がありました。現在の進入路は郵便局のすぐ前にあるのですが、大型車が通れるような道幅ではありません。工事用の車両の進入路としても必要なものになりますし、致し方ないと思っております。以上でございます。
議長（松村会長）	ありがとうございました。 ③については北山委員より報告をお願いいたします。
北山委員	資料の12ページ13ページを見ていただきますと、写真に見えている部分は同じ所有者の方の土地となっております。宅地化するための準備として分筆はしてございます。現在は農地となっておりますが、買い主を見つけて売っていくという形なので、用途区域でもありますし、何も問題はないと思います。
議長（松村会長）	ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、私からよろしいでしょうか。2番の譲受人の既存の敷地内で、農地として残っている部分はないですね。
事務局	現段階で、既存の敷地内に、登記として農地である部分がないかどうかですが、調べておりませんでしたので、後ほど調べまして、そのような土地があれば、適切に指導をさせていただきたいと思っております。
田中 政男委員	3番ですが、写真を見ると電柱がありますね。これは撤去を行うのですか。
事務局	こちらは移設するなどの話は聞いておりません。このまま、電柱は残るものと思われまます。
議長（松村会長）	その他、ございませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第1号は原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませんか。
委員	異議無し
議長（松村会長）	それでは、議案第1号は、原案どおり、「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。 続きまして、日程第2 議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集計画の決定（所有権の設定）について、を議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	（説明）
議長（松村会長）	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。 ①については須見委員より報告をお願いいたします。
須見委員	1番について現地確認を行いました。 写真を見ていただいた通り、田んぼとして全て機能しておりました。何も問題ないかなと思います。またファームさんが耕作を行なうということですから、今後の耕作についても何ら問題ないと思っております。
議長（松村会長）	ありがとうございました。 ②③について高野委員より報告をお願いいたします。
高野委員	2.3番につきまして、買う人が認定農業者でございますし、この方がもともと耕作をされておりました農地でございます。今後についても適正に管理されると思われまますので、何ら問題ないと思っております。

議長（松村会長）	報告はお聞きのとおりです。 それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより議案第2号について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第2号については、承認することに決しました。 続きまして、日程第3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（貸借権の設定）について、を議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	（説明）
議長（松村会長）	説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより議案第3号について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第3号については、承認することに決しました。 続きまして、日程第4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（中間管理事業による賃貸借権の設定）及び、日程第5 議案第5号 農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取についてを議題とします。 これらは関連がありますので一括して行います。 事務局より説明願います。
事務局	（説明）
議長（松村会長）	それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 ではまず、議案第4号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第4号については、承認することに決しました。 続いて、議案第5号について採決いたします。 議案第5号は、「適当である」旨の意見を付することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第5号については「適当である」旨の意見を付することに決しました。
議長（松村会長）	続きまして、日程第6 議案第6号 勝山市農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取についてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	（説明）

議長（松村会長）	報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第6号については「適当である」旨の意見を付することに異議ございませんか。
委員	異議無し
議長（松村会長）	それでは、議案第6号については「適当である」旨の意見を付することに決しました。
議長（松村会長）	続きまして、日程第7 議案第7号 現況証明願いについてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	（説明）
議長（松村会長）	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。 ①については高野委員より報告をお願いいたします。
高野委員	先だって、現地確認を行いました。写真を見ていただきますと、手前の方はコンクリートが打ってありまして、一部家の駐車場として使用をされておりました。また奥の方につきましては草地になっておりまして、非農地が妥当かと思っておりますので、申請の通り認めていただきたいと思います。以上です。
議長（松村会長）	ありがとうございました。 ②③については須見委員より報告をお願いいたします。
須見委員	まず2番から説明いたします。資料45から48の写真を見ていただきますと、すでに建造物がございます、とても農地と確認できる状態ではありません。 次に3番につきましても、資料の52、53の写真の通り、すでに建造物がございます、農地として確認できるものではございませんでした。以上でございます。
議長（松村会長）	ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。
牧野委員	ちょっと教えてください。1番ですが、登記簿地目が宅地となっていますね。 宅地なので、もともと非農地ではないのですか。それを、非農地と認めるというのはどういうことなのでしょう。
事務局	農地法上、現況が農地であるものを「農地」として扱っています。登記地目が宅地であっても、現在、畑や田んぼになっているものは農地として扱っています。今回の申請地は登記が宅地、現況である課税地目が田となっております。しかし、また現状が変わり、非農地となったことで、固定資産担当課において課税地目を変えるよう、相談させていただきましたが、変えることができない案件とのことで、今回は農業委員会では非農地の判断をしていただいているから、課税地目も変更するということになりました。
牧野委員	でも、これは写真みると舗装してあるし、農地ではないでしょう。
事務局	おっしゃる通りです。ですので、今回、申請がでております。 以前は田をしていたので、課税地目が田となっているということでもあります。
牧野委員	分かったような分からないような感じですね。
高野委員	現地確認でも、登記は宅地なので、申請は必要ないのではという話になりました。

北山委員	現在は課税地目が農地になっているので、以前は農地として利用していたため、登記簿地目の宅地ではなく、農地として課税されているということです。
牧野委員	ここで、作物を作っていたということですか。
高野委員	そうです。奥の方は畑のような形で畝が作ってあった様子が伺えます。昔からある家などでは、大きな宅地の土地の中に畑があったりすると思いますが、そういう時に、その部分だけ課税を農地として取り扱っている場合があります。今回もそのような形だと思います。
北山委員	登記が宅地で、課税が農地というのは、税務担当課が、課税地目上は現状の農地に合わせていたということです。
事務局	資料の写真を見ていただきますと、境界線の近くが、草地ですが、過去に畑をされていたようなあとが残っております。税務担当課の方では、建物が建っている状態であれば、明らかに農地ではないということで、現況地目を変更いたします。ですが、一部、今回のような畑のようなものが残っている場合は、税務担当課だけの判断は難しいということで、農業委員会でこちらが非農地であるという判断がなされれば、課税地目の変更を行うということで、申請者も含めて話をしてございます。ですので、今回は、農業委員会の方で、こちらの土地が総合的に見て農地であるのか非農地であるのかの判定をいただければと思います。
議長（松村会長）	その他ございませんか。 ないようですので、これより、採決いたします。 議案第7号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。
委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第7号については、原案どおり承認することに決しました。
議長（松村会長）	次に、報告事項に入ります。
事務局	農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。 (報告)
議長（松村会長）	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長（松村会長）	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 その他に入ります。 農業経営基盤強化促進法の一部改正について事務局よりお願いします。
事務局	(説明)
議長（松村会長）	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 (質疑応答)
議長（松村会長）	次に、耕作放棄地プロジェクトについて事務局よりお願いします。

事務局	(報告)
議長 (松村会長)	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。
	(質疑応答)
議長 (松村会長)	ないようですので次に、令和3年度研修費等の会計決算報告について事務局よりお願いします。
事務局	(報告)
議長 (松村会長)	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、経営所得安定対策について事務局よりお願いします。
再生協議会事務局	(説明)
	(質疑応答)
議長 (松村会長)	全体を通して、ご意見、ご質問はありませんか。
牧野委員	農業新聞で、農地台帳は農業委員会が管理をしているということが記載されておりましたが、再生協議会に出す細目書とは違うもののでしょうか。
事務局	まず、農地台帳ですが、こちらは登記簿に記載されている地目、面積等が記載されているものになります。細目書につきましては、耕作者からの申請制になっておりますので、土地の番地が違っていたり、複数番地を1筆として記載されていることもあります。また面積につきましても、水面積で記載されておりますので、面積も農地台帳とは異なってきます。
牧野委員	登記簿面積での個々の農地台帳があるということですね。
事務局	そうです。
議長 (松村会長)	最後に、次回の定例農業委員会の開催について、事務局より説明願います。
事務局	今回は、5月25日(水) 午後1時30分から、開催予定としております。
議長 (松村会長)	以上で4月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理が申し上げます。
辻職務代理	閉会の言葉